

申立期間・担当

月	日から	月	日まで
担当係	A・B・C	担当書記官	_____
直通電話06-6943-_____			

特別縁故者に対する相続財産分与の申立ての手引き

はじめに

家庭裁判所がする相続人捜索のための公告（民法952条2項）で定められた期間内に、相続人である権利を主張する者がなかった場合、家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と特別の縁故のあった者の請求によって、その者に、清算後残存すべき相続財産の全部または一部を与えることができるとの規定（民法958条の2第1項）が設けられており、これを特別縁故者に対する相続財産分与の申立てといいます。

第1 申立てする際に注意していただきたいこと(申立期間)

特別縁故者に対する相続財産分与の申立期間は、家庭裁判所の相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告の公告（民法952条2項）の期間満了後3か月以内です（民法958条の2第2項）。

なお、相続財産清算人が、特別縁故者に対する相続財産分与の申立てを考慮しておられる方に、申立期間を連絡する義務はありませんし、ましてや家庭裁判所からお知らせすることはありません。したがって、特別縁故者に対する相続財産分与の申立てを考慮しておられる方は、自ら、相続財産清算人を選任した家庭裁判所に対し、相続財産清算人選任後概ね2～3か月後を目途に、申立期間を確認してください（電話による確認も可能です。確認されましたら上記欄に記入しておかれることをお勧めします。）。

また、特別縁故者に対する相続財産分与の申立てを行う目的で、相続財産清算人選任の申立てをされた方についても、改めて、申立期間内に、特別縁

故者に対する相続財産分与の申立てを行う必要がありますし、相続財産清算人や家庭裁判所から申立期間の連絡はいたしません。申立期間の確認は自らの責任で行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

第2 実際の申立てにあたり知っておいていただきたいこと

1 申立てができるのは誰か。

被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者（民法958条の2第1項）

2 どの裁判所に申し立てるか。

原則は、被相続人の最後の住所地（相続開始地）を管轄する家庭裁判所ですが、当庁で相続財産清算人を選任して管理をしているものについては、当庁で申立てをお願いいたします。

※ 規定上は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所（家事事件手続法203条3号）であり、ほとんどのケースは、相続開始地を管轄する家庭裁判所＝相続財産清算人を選任した家庭裁判所ですが、まれに、事件の移送等により相続開始地を管轄する家庭裁判所が当庁以外の場合でも、当庁で相続財産清算人を選任している場合があります。ただ、この場合も、当庁に直接申立てをしていただければ、原則職権で自庁処理の裁判（家事事件手続法9条1項ただし書）を行った上で、当庁で処理させていただくこととなります。

3 申立ての時期

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告の公告で定められた期間満了後3か月以内です（民法958条の2第2項）。

4 提出する書類と申立費用

※ 裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

(1) 申立書

添付の申立書の該当欄に記入してください。なお、申立書には別紙として「申立書付票」「被相続人及び申立人の略歴と両者の生活関係等」「提出資

料説明書」がついておりますが、特別縁故者に対する相続財産分与の審判をする上で重要な資料となりますので、別紙の注意点及び記載例を参照の上、必ず記載をお願いいたします。

(2) 申立書と一緒に出す書類(添付書類)等

ア 申立人が法人の場合は、資格証明書等

イ 申立人の戸籍附票または住民票(申立日から3か月以内のものの提出をお願いいたします。)

ウ 親族関係図(親族申立ての場合のみ)

被相続人との親族関係が明らかとなる現在戸籍、除籍、改製原戸籍謄本(写し可)の提出も併せてお願いします。なお、相続財産清算人選任事件において提出されている場合は、重ねての提出は不要です。

エ 特別な縁故にあることを証する資料(写し可。提出していただく資料には番号を付した上、「提出資料説明書」にご記入をお願いいたします。また、裁判所に提出いただいた資料はお返しできませんのでご注意ください。)

※ 特別な縁故にあることを証する資料としては、被相続人からの手紙、日記、写真、申立人や共通の知人(親族を含む)が作成した陳述書、各種の費用負担を行った際の領収書等、事案に応じて様々な資料が考えられますが、何をどれだけどのように提出すべきなのか(例えば、日記の一部分を提出する場合など)、何を提出すれば申立てが認められるか、あるいは申立てに有利かなどのお問合せには、裁判所としては一切お答えできません。そのような相談はいわゆる法律相談に該当しますので、どのような窓口で相談されるのがよいかを含めて、法テラス(サポートダイヤル電話番号0570-078374。平日9時~21時、土曜9時~17時)にお尋ねされることをお勧めします。

オ (1)及び上記アからエまでの添付書類すべての副本(写し)一式

※ オの書類は裁判所ではなく、相続財産清算人に直接送付し、送付後申立書の添付書類欄の「 申立書及び添付書類すべての副本(写し)一式は清算人に直送済」にチェックをして提出してください。

※ また、事案により、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

※ 裁判所に提出いただいた書類は、お返しすることはできません。

あらかじめ控えを作成しておかれることをお勧めします。

(5) 申立費用

ア 収入印紙 800円

イ 郵送料 4000円程度

現金による納付については、「裁判手続を利用する方へ」→「大阪家庭裁判所の手続案内」→「申立時に必要な手数料・郵便料について」に掲載している「申立手数料・郵便料等一覧表【家事事件】（後見関係事件を除く）」をご覧ください。

〔全て郵便切手で納付される場合〕 計3900円

（内訳 500円切手×4枚、110円切手×10枚、100円切手×4枚、20円切手×10枚、10円切手×20枚）

※ 上記郵便切手の額は、大阪家庭裁判所本庁に申立teいただく場合になります。他庁に申立teされる場合は、申立teをする裁判所にお問合せください。

※ 事案により専門的な法律知識が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士などの資格のある専門家に相談することも一方法かと思われます。

問合せ先

〒540-0008

大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事4部財産管理係

(直通) TEL 06-6943-9074

※ 当係にお問い合わせをされる場合は、**特別縁故者に対する相続財産分与の申立teの件である旨と被相続人の氏名**をお伝えください。

（別紙） 「申立書付票」「被相続人及び申立人の略歴と両者の生活関係等」「提出資料説明書」作成の注意点

- ① 「申立書付票」に記載した内容について、それを裏付ける資料があればその写し（コピー）を提出してください。
- ② 資料を提出される場合には、資料に通し番号をつけたうえ、「提出資料説明書」に記載をお願いいたします。
- ③ 資料が「申立書付票」のどの回答の説明のために提出されたものか明らかになるように、「申立書付票」の回答欄の「資料番号」欄に資料の番号を、「提出資料説明書」の「回答番号」欄に該当する「申立書付票」の回答番号を記入してください。

注) 1 「申立書付票」「被相続人及び申立人の略歴と両者の生活関係等」「提出資料説明書」に書ききれないときは、適宜A4の用紙に記載し、これらの書類と一体のものとして提出してください。

2 申立書及びこれらの書類に記載された内容及び提出された資料は一般には非公開ですが、本件被相続人について、他に特別縁故者に対する相続財産分与の申立てがあった場合のその申立人が裁判所の許可を得て、閲覧謄写をする場合があります。

3 ご不明の点がありましたら、手引き記載の問合せ先か担当係までお問い合わせください。

以 上